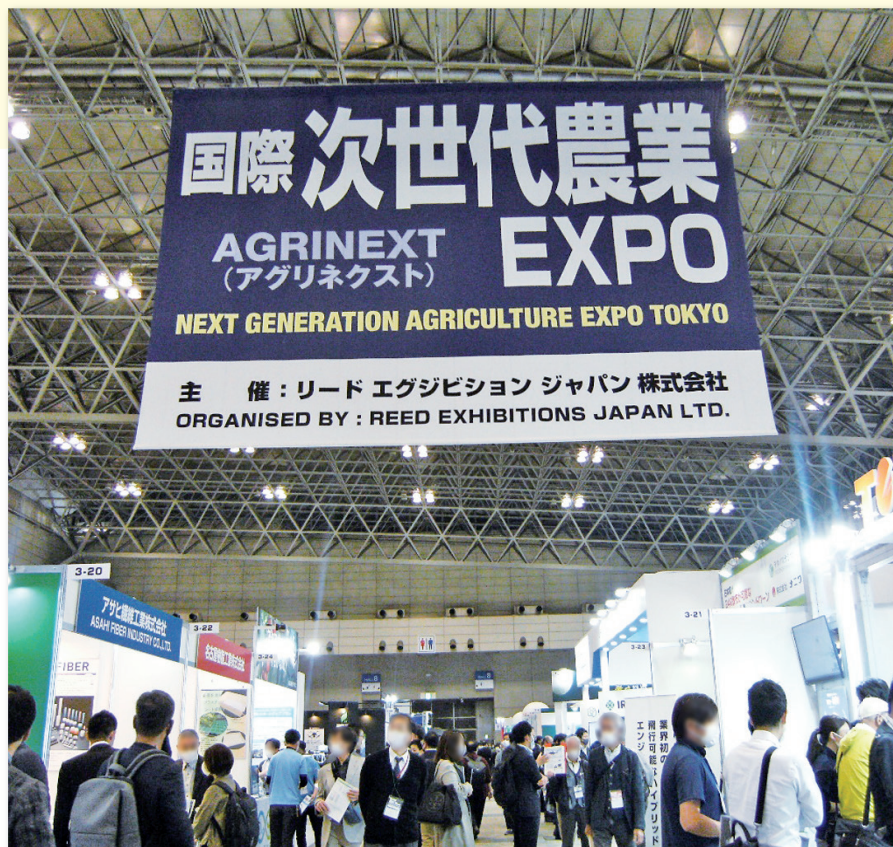


農業委員会だより



農業Weekに出展しました！

全国的に様々な業種の法人が農業に参入する事例が出てきました。

千葉市でも約40社の法人が参入し、営農しています。

法人が参入することで担い手不足地域の農地の有効活用や新たな事業、雇用による地域の活性化など様々なメリットがあることから、本市でも誘致活動を進めています。

このような中、10月14日より3日間幕張メッセにて開催された、日本最大の農業分野のイベントである農業Weekに千葉市では初めて参加し、ブース「千葉市の農業参入支援の案内」を出展しました。

当日は大消費地に近い千葉市の立地特性や農地探しから事業立ち上げまでをサポートする様々な支援制度について紹介、各方面の分野の方々がブースに立ち寄り熱心に私たちの説明を聞いていました。農業Weekをきっかけに千葉市への農業参入を具体的に検討し、参入候補地選びを進めている事案もいくつかあります。

後継者がいない、農地を相続したけど、耕作できないなど、貸したい・売りたい農地がありましたら、法人に貸し付けし、活用していくというもひとつの手段です。

気軽に農業委員会事務局にご相談ください。

詳しくはホームページへ

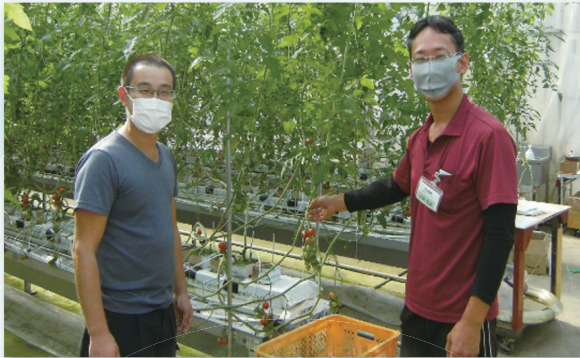
千葉市 農業 Week

検索



農業法人ご紹介

石井一也農業委員がアグリマインド農場長の川角さんにインタビューしました。



アグリマインドはどんな会社ですか？



平川町在住の石井一也農業委員



農場長の川角さん

(有)アグリマインドは、山梨県北杜市でオランダ式農業用ハウスを使ってトマト栽培を行っている農業法人です。千葉市では、若葉区中野町と緑区平山町の2か所の圃場でミニトマトをメインに生産し、全量を契約出荷しています。

千葉市に参入して感じていることを教えてください。



まず、地域の皆さんがとても優しいですね。働く方もすぐに集まったので、「人」には恵まれた場所だな、って思います。営農に関しては、物流コストが抑えられるし、水や日射量も十分ですし、千葉県内に有力な苗業者がいることも大きなメリットです。

これから、どんな農業を目指したいですか？



将来的には、千葉市の圃場拡大も視野に入れています。今は全量契約出荷ですが、「アグリマインドのトマトっておいしい！」と地元の人にも知ってもらえるように頑張りたいです。地産地消っていいですね。

農地の出し手募集中です

本市では、規模を拡大したい担い手に貸し付ける農地を探しています。「農業からのリタイアを考えている」、「相続した農地の管理に困っている」、「水田をやめて畑に専念したい」など、貸したい農地がある方は、農地活用推進課又は千葉県園芸協会（農地中間管理機構（以下機構））にご相談ください。機構を通じた農地の貸借では、賃料の徴収、支払いは機構が行います。また、希望する受け手がいる場合もご相談ください。

農地を貸したいなあ…



出し手

借受け

農地中間管理事業の仕組み

農地中間管理機構

- ① 農地を借り受けます
- ② 受け手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます
- ③ 必要に応じて、農地の利用条件を改善します

(公社) 千葉県園芸協会

貸付け



受け手

よし、規模拡大しよう!

【問い合わせ】 農地保全班 : ☎043-245-5759 (公社) 千葉県園芸協会農地部 : ☎043-223-3011

「農地」の活用、適正な管理をしましょう

● 農地の活用及び管理の状況について、現地調査を行います

農業委員会では、毎年、農地の活用及び管理の状況を確認するため、農地利用状況調査を実施しています。



● 今後の農地の活用について、お尋ねします

遊休農地と判断された農地の所有者の方には、農地利用意向調査を実施しています。調査票では、農地中間管理機構等への貸付けや自ら耕作の再開を行うなど、今後の農地利用の意向について回答をお願いしています。

また、農地法の定めにより、遊休農地の所有者に対し、農地中間管理機構への貸付け等について、同機構との協議を勧告する場合があります。

耕作放棄地を再生するための「耕作放棄地再生推進事業」の補助があります。
詳しくはホームページ、または下記までお問い合わせください。

(遊休農地に関する問い合わせ)

農地指導班 ☎ 043-245-5768

(耕作放棄地再生推進事業に関する問い合わせ)

農地保全班 ☎ 043-245-5759



詳しくはホームページへ

千葉市 耕作放棄地再生推進事業

🔍 検索



● 千葉市農業振興地域整備計画の全体見直しを実施しました ●

平成14年に策定した千葉市農業振興地域整備計画について、社会情勢の変化に対応させるため平成29年度より行ってきた全体見直しを完了しました。

これに伴い、停止していた農用地区域除外等の申出受付について、令和2年10月から再開しました。

【除外等の申出受付】

	令和2年度	令和3年度～
6月受付	×【停止】	○
10月受付	○	○

【問い合わせ】 農地保全班 ☎043-245-5759

農地の売買や転用

～許可申請はお早めに～

審査日程表	
1月～3月	
審査日程	転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間
1月14日(木)	12月21日(月)～12月25日(金)
2月15日(月)	1月21日(木)～1月25日(月)
3月15日(月)	2月22日(月)～2月25日(木)

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になります。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降(受付日が休日の前日の場合は翌開庁日)に交付します。

【問い合わせ】 農地審査班 ☎043-245-5767

農地の相続税等の納税猶予の適用を受けている方へ

納税猶予の適用を受けている農地を譲渡・転用・貸付け、または耕作放棄等をした場合、当該農地に対応する猶予税額に利子税を加えて納税しなければなりません。また、それらの面積が猶予を受けた全体の面積の2割を超えた場合は、猶予税額の全額に利子税を加えて納付しなければなりません。

ただし、特定貸付（農地中間管理事業、利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）、認定都市農地貸付等）を行った場合は、貸付けを行った日から2か月以内に税務署長に届出書を提出することで、納税猶予が継続されます。

※平成21年12月24日以前に相続税納税猶予の適用を受けている方が、特定貸付を行った場合は、「20年間の営農継続」による免除事由が除外され、「終身営農」となります。



【問い合わせ】 千葉東税務署 ☎043-225-6811
 千葉西税務署 ☎043-274-2111
 千葉南税務署 ☎043-261-5571



ご存知
ですか？

知らないと損する農業者年金

老後の備えは **国民年金** + **農業者年金** で！

農業者は長生き！！

65歳からの平均寿命は…



老後の家計費月額24万円

国民年金だけでは月額13万円
1カ月あたり10万円程度不足！

農業者年金はメリットがたくさん！！

- メリット 1 「積立方式・確定拠出型」で少子高齢時代でも安心
- メリット 2 終身年金（80歳までに亡くなった場合、死亡一時金をご遺族に支給）
- メリット 3 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果
- メリット 4 加入と脱退は自由、再加入もいつでも可能
- メリット 5 保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定可能
- メリット 6 認定農業者などには、保険料の国庫補助あり

農業者年金のお問合せ

農地利用最適化推進班 ☎043-245-5766 : 農業者年金基金（相談員）☎03-3502-3199

詳しくはホームページへ

千葉市 農業者年金

🔍 検索



農業者年金基金

🔍 検索



今期から、農業委員会だよりの編集委員に就任しました。よろしくお願いたします。

● 新編集委員紹介

編集委員長 橋本 泉
 編集委員 秋庭 重樹 / 石井 一也 / 小川 友安 / 齊藤 憲次
 萱野 一郎 / 岩井 俊男 / 小林 正明 / 中村 芳利 / 山下 昇

百の歴史を、千の未来へ



千葉市制100周年